

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	特定非営利活動促進法所轄庁事務補助業務
発 注 課	市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課
選 定 事 業 者	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>当該業務は、特定非営利活動促進法に基づく所轄庁事務に係る業務であることから、窓口対応に高い専門知識を持つ人材を確保することが求められる。そして、札幌市特定非営利活動法人施行細則等により、縦覧、閲覧等は札幌市市民活動サポートセンターで行うことと規定されており、同センター内に縦覧、閲覧等に係る書類を保管するためのスペース及び管理体制が必要となる。</p> <p>また、本業務における閲覧書類のPDF化についても、閲覧書類を外部に持ち出すことはできないことから、上記業務と一体的に業務を行わなければならない。</p> <p>選定事業者は、現在、指定管理者として同センターの管理業務を行っている。平成30年度も同業務を行う予定であり、同法及び市民活動について豊富な知識を有し、縦覧等書類の管理についても対応が可能な唯一の者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約としたい。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成30年（2018年）3月6日